

◎特定防衛調達に係る国庫債務負担行

為により支出すべき年限に関する特

別措置法

(平成二十七年四月三〇日法律第一六号)

一、提案理由(平成二十七年三月二六日・衆議院安全保障委員会議)

○中谷国務大臣 たいま議題となりました特定防衛調達に係る国庫債務負担行為により支出すべき年限に関する特別措置法案について、その提案理由及び内容の概要を御説明いたします。

現下の厳しい財政状況のもとで防衛力の計画的な整備を行うため、特定防衛調達、すなわち、専ら自衛隊の用に供するために製造または輸入される装備品等及び当該装備品等の整備に係る役務の調達であつて、防衛力の計画的な整備を行うために必要なものであり、かつ、長期契約により行うことが当該調達に係要する経費の縮減及び当該調達の安定的な実施に特に資するものとして防衛大臣が財務大臣と協議して定めるものについて、

国庫債務負担行為により支出すべき年限に関する特別の措置を定める必要があります。

以上が、この法律案の提案理由であります。

次に、この法律案の内容について、その概要を御説明いたします。

第一に、国が特定防衛調達について債務を負担する場合には、当該債務を負担する行為により支出すべき年限を、当該会計年度以降十カ年度以内とすることとしております。

第二に、防衛大臣は、長期契約により縮減される経費の額の推計等について、特定防衛調達に係る国庫債務負担行為を行う会計年度の子算の概算の閣議決定があつたとき及び当該特定防衛調達に係る長期契約を締結したときに、それぞれ公表することとしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要でございます。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願いいたします。

二、衆議院安全保障委員長報告(平成二十七年四月七日)

○北村誠吾君 たいま議題となりました法律案につきまして、安全保障委員会における審査の経過及び結果を御報告申し

上げます。

本案は、現下の厳しい財政状況のもとで防衛力の計画的な整備を行うため、特定防衛調達に係る国庫債務負担行為により支出すべき年限を、財政法で一般に認められている五カ年度を超えて、十カ年度以内とすることなどの特別の措置を定めるものであります。

本案は、去る三月二十五日本委員会に付託され、翌二十六日中谷防衛大臣から提案理由の説明を聴取いたしました。三十一日から質疑に入り、四月二日に質疑を終局し、討論の後、採決を行いました結果、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議が付されたことを申し添えます。
以上、御報告申し上げます。

○附帯決議(平成二十七年四月二日)

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について十分配慮すべきである。

一 防衛大臣が特定防衛調達の対象となる装備品等を財務大臣と協議して定める際の基準については、当該調達の透明性を確保する観点から、明確化するよう努めるとともに、でき限りの国民に対して透明性を確保し得る仕組みを構築するよ

う努めること。

二 長期契約により縮減される経費の推計額を含め適正な調達価格算定能力の向上は、本法の適切な運用に当たり不可欠なものであることに鑑み、信頼性及び客観性を持った額を主体的に算定できるよう、体制や制度の整備に向けた取組を行うこと。

三 防衛大臣は、将来の安全保障環境や技術革新といった要素を十分に勘案し、長期契約によることがかえって効果的かつ効率的な装備品等の調達を損ねることにならないよう、特定防衛調達の対象となる装備品等を厳格に選定すること。

三、参議院外交防衛委員長報告(平成二十七年四月二日)

○片山さつき君 ただいま議題となりました法律案につきまして、外交防衛委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、現下の厳しい財政状況の下で防衛力の計画的な整備を行うため、防衛装備品等の調達であつて、長期契約により調達経費の縮減等に特に資するものとして防衛大臣が財務大臣と協議して定める特定防衛調達について、国庫債務負担行為により支出すべき年限を十カ年度以内まで延長すること等の特別措置を定めるものであります。

委員会におきましては、長期契約の対象として予算計上されている固定翼哨戒機P1を保有する海上自衛隊厚木航空基地等への視察を行うとともに、長期契約の導入による調達コストの削減効果、長期契約の締結と技術革新や物価変動等への対応、本法を時限法とした理由、特定防衛調達の透明性確保のための公表の在り方、防衛調達に財政法の例外化措置を設けることの問題性等について質疑を行いました。詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党の井上委員より反対する旨の意見が述べられました。

討論を終局し、採決の結果、本法律案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対しまして六項目から成る附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。

○附帯決議(平成二十七年四月二日)

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずるべきである。

一、防衛大臣は、特定防衛調達の対象となる装備品等及び当該装備品等の整備に係る役務を財務大臣と協議して定める際の

指針を、可能な限り早期に定め、適切な整備・調達等の実施を図ること。

二、前記の指針を定めるに当たっては、できる限り国民に対して透明性を確保することに努めることとし、国産、ライセンス契約、FMS契約、一般輸入契約等の契約の形態、ことに留意すべき事項を検討するとともに、年限内の調達計画に伴う初度費や役務契約が明らかになっている度合い等を検討の要素に含めるべきこと。

三、長期契約により縮減される経費の推計額を含め適正な調達価格算定能力の向上は、本法の適切な運用に当たり不可欠なものであることに鑑み、信頼性及び客観性を持った額を主体的に算定できるよう、体制や制度の構築に向けた取組を行うこと。

四、防衛大臣は、将来の安全保障環境や技術革新といった要素を十分に勘案し、長期契約によることがかえつて効果的かつ効率的な装備品等の調達を損ねることにならないよう、特定防衛調達の対象となる装備品等を厳格に選定すること。

五、国庫債務負担行為により支出すべき年限については、中期防衛力整備計画の期限である平成三十年度を大幅に超えた年度での後年度負担がいたずらに多額に発生することのないよう留意すること。

六、本法施行後一年をめぐりに、その運用実績等を踏まえて、必要に応じ、長期契約に伴う経費縮減の公表の在り方の見直しを行うこと。その際には、財政法第十八条の閣議決定があったときの公表には契約見込み額を含むこと、また、長期契約に基づく支払いの終了時には、それまでの支払実績の詳細（支払総額、長期契約によって縮減された最終的な金額、未精算の金額が発生した場合はその金額及び理由等）を遅滞なく公表することについて検討を進めること。なお、必要性があると判断された場合には、速やかに所要の法改正を行うこと。

右決議する。